情報公表シート【保育所・保育所型認定こども園】（平成 30 年度）

1　事業所情報

事業所番号	2610051001026	事業所種別	保育園（所）	認可年月日	S30.3.1
事業所名称	京都市修学院保育所				
所　在　地	〒606-8083 京都市左京区修学院犬塚町 30-1 ＴＥＬ：　781-5580　　ＦＡＸ：　781-9929				
施設長氏名	角谷　多津子				

職種別従業者数(常勤換算後)						
	園　　長	１名	主　　任	１名	保　育　士	22 名
	保育従事者	０名	栄養士・管理栄養士	０名	調　理　員	３名

平均経験年数（※1）	15.8 年				
利用定員	３号（０歳児）	３号（1･2 歳児）	２号（3･4･5 歳児）	１号（3･4･5 歳児）	計
	６名	24 名	60 名	０名	90 名

受入年齢	産休明け		
給食の実施状況	自園調理		
敷地面積	1120.7 ㎡	構造（※2）	RC 造
延床面積	622.9 ㎡		
開所時間	7:00～19:00		
保育利用可能時間帯(時間外保育を除く)	保育標準時間	保育短時間	
	7:00～18:00	8:30～16:30，8:45～16:45，9:00～17:00	
時間外(延長)保育の実施	有	18:00～19:00	
一時預かり(月～土曜日)の実施	無		
休日保育の実施	無		
上乗せ徴収・実費徴収	有（別掲）		
苦情相談窓口等	所長・副所長		
苦情解決に係る第三者委員の有無	無		
利用開始時における説明等	保護者に重要事項説明書を交付し，運営方針，施設・整備概要，保育の提供内容，利用料金，嘱託医，緊急時の対応，苦情等の相談窓口，非常災害時の対策等を説明のうえ，署名により同意を得ている。		
第三者評価の受審年度(直近)	平成 29 年度		

※1　京都市職員の保育士のみで算出。京都市職員採用後の勤務期間。
※2　建屋が複数ある施設・事業所については，最も大規模な建屋について記載している

2　運営者情報

運営主体	京都市

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
時間外保育に係る費用	「利用する保育時間」に応じて，時間外保育を利用した場合に必要となる費用を徴収します。	以下の表参照
主食費	幼児等に対して主食を提供した場合に必要となる費用を徴収します。	（月額） 提供日数による １２日以下：　　５５０円 １３日以上：１，１００円
副食費（京北域保育所のみ）	特別利用保育を利用する児童に対して副食を提供した場合に必要となる費用を徴収します。	月額４，５００円
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	在所する児童の不慮の災害に備えて，災害共済給付契約を結ぶ場合に必要となる費用を徴収します。	２７０円（年額）（※）
創作的活動	創作的活動を行ううえで必要となる費用で，御負担いただくことが適当な費用を徴収します。	実際に要する経費（実費）
所外保育等に係る入場料	所外保育等を行う場合に必要となる施設入場料等を徴収します。	実際に要する経費（実費）
所外保育等に係る交通費	所外保育等を行う場合に必要となる公共交通機関（地下鉄，バス等），その他移動するための費用を徴収します。	実際に要する経費（実費）
その他，保育所における取組で必要となる経費	上記のほか，保育所における取組で必要となる費用を徴収します。	実際に要する経費（実費）

※生活保護を受給されている御家庭につきましては，掛金は不要となります。

表：時間外保育利用料（月額）　　（単位：円）

	午前７時から午後６時までの時間帯（短時間認定のみ対象）			午後６時を超える利用
延長時間	１時間まで	２時間まで	３時間まで	１時間まで
第１階層	０	０	０	０
第２階層（母子世帯等）	０	０	０	０
第２階層（母子世帯等を除く）	１，０００	２，０００	３，０００	１，０００
その他の世帯	２，５００	５，０００	７，５００	２，５００